

令和 6 年 6 月 13 日現在

機関番号：12613

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13504

研究課題名（和文）憲法上の信頼保護原則の内容・機能・限界に関する研究

研究課題名（英文）A Study of the Content, Function, and Limits of the Constitutional Principle of Protection of Legitimate Expectations

研究代表者

平良 小百合（TAIRA, Sayuri）

一橋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：00631508

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、「立法者による法制度の変更は、どのような場合に、どのようにしてなされるべきか」という問いに憲法の観点から取り組み、法制度を規律する基礎理論を構築することを目的としていた。本研究の研究成果として、1. 既得の権利の保護に関する日本の最高裁判所の判例法理の分析、2. 信頼保護原則と比例原則とのかわりを違憲審査の枠組みの中で分析したこと（特に税法の改正が問題となった判例を詳細に取り上げた）、3. 政策的にのみ形成された権利の縮減や廃止が問題となる場合について知的財産法制を例に論じたこと、が挙げられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現代社会においては、急速で、かつ大きな変化に法制度が対応する必要性が高まっており、こうした法制度の変更を法的に規律する理論枠組みの構築が喫緊の課題となっていた。本研究は、法制度の変更に対して法的な保護を与え得る概念として「信頼保護の原則」が重要な働きをしているドイツ法を比較法的に分析し、法制度の柔軟な変更の必要性とそれによって生ずる不利益との衝突が生じる場面について、憲法はどのような要請をするのかを実際の事例に即して示した。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to approach the question, “When and how should a change in the legal system be made by a legislator?” from a constitutional perspective, and to construct a basic theory governing the legal system. The research results of this study are threefold: 1. an analysis of the case law of the Japanese Supreme Court regarding the protection of vested rights; 2. an analysis of the relationship between the principle of protection of legitimate Expectations and the principle of proportionality within the framework of judicial review (especially the cases in which the amendment of tax laws was at issue); and 3. discussing cases in which the reduction or abolition of rights formed only by policy reasons is an issue, using intellectual property legislation as an example.

研究分野：憲法学

キーワード：信頼保護原則 比例原則

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初、研究代表者は、財産権が憲法上どのように保障されるのかということを中心とする関心事として研究を行っていた。その一環として、財産権の現存保障、すなわち、既得の財産権者に対する保障がどのように行われるべきかという問題にも取り組み、ドイツにおける議論を参照していたところ、ドイツ連邦憲法裁判所の判例及び学説において、信頼保護原則に重要な位置付けが与えられていることに気が付くに至った。もっとも、信頼保護原則は、財産権保障とは離れた領域でも問題となるものであり、その内実を深く理解するために、より包括的な研究を行うこととした。

そもそも、法の継続性は、法が法として機能するための不可欠の要素である。人々は、いつ変わるかも知れない法に従おうとはせず、安定性を欠く法はその規範力を失うこととなる。しかしながら、状況の変化に対応することもまた、法が社会において適切に役割を果たしていくために必要なことである。とりわけ、現代社会においては、急速で、かつ大きな変化に法制度が対応する必要性が高まっており、こうした法制度の変更を法的に規律する理論枠組みの構築が喫緊の課題となっていた。

2. 研究の目的

本研究は、「立法者による法制度の変更は、どのような場合に、どのようにしてなされるべきか」という問いに憲法の観点から取り組み、法制度を規律する基礎理論を構築することを目的としていた。「法制度の柔軟な改変の必要性」と「それによって生ずる不利益」との衝突が生じる場面に際して、憲法はどのような要請をするのかについて考察してきた。特に、ドイツにおいて議論が盛んに行われている憲法上の信頼保護原則の保障内容と機能、限界を検討することを課題としていた。

3. 研究の方法

研究の方法として、ドイツ法との比較法的研究を中心に行うこととしてきた。ドイツでは、法の継続性、信頼保護の要請に憲法上の位置付けが与えられており、それゆえ、憲法学の観点を取り入れた議論を容易に参照でき、また、信頼保護原則を憲法上の原則として取り扱うドイツ連邦憲法裁判所の判例が確立しており、多数の事例が存在している。本研究ではそうした判例を分析対象とした。

法の継続性や信頼保護の要請は、あらゆる個別法分野に通底する問題である。信頼保護原則の具体的な適用場面として特に議論が盛んに行われている個別法領域における法解釈、法政策においては実際にどのような点が問題となっているのかを明らかにすることを目指した。

本研究は、ドイツ及び日本における関連論文、判例を収集し、読み込んだ上で、論点を抽出し、議論を組み立てる作業を中心として進めてきた。当初、ドイツの大学を訪問して資料収集や公法学者との意見交換の機会を設けることも計画していたが、研究期間の途中に、新型コロナウイルスの世界的な流行にみまわれ、実行することが叶わなかった。また、産前産後の休暇及び育児休業の取得のため、本研究の1年半の中断が生じた。そのため、研究期間の延長を1年行い、研究を進めた。

4. 研究成果

本研究の研究成果は、大きく以下の3点にまとめられる。

(1) 既得の権利の保護に関する日本の最高裁判所の判例法理の分析

現在に至るまでの最高裁判所の見解の基礎を形成したのものとして、最大判昭和53年7月12日民集32巻5号946頁(国有農地売却特措法事件)を素材に、日本の最高裁判所判例において、既得の権利保護についてどのように考えられているかを分析、検討した〔雑誌論文1.〕。同判決では、既得の財産上の権利に影響を及ぼすような形で後から制定された法律(事後法)の合憲性が問題となっていたところ、最高裁は、憲法29条2項によれば、法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができないことは明らかであるとし、右の変更が公共の福祉に適合するものであるかは、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断するものとした。つまり、ここで用いられている判断枠組みにおいては、特措法による財産権の内容変更それ自体が、憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するようにされたものかについて審査されており、既得の権利それ自体の侵害が別の枠組みで審査されているものとは

異なる。本事案においては、売払いを求める権利は、更に国の売払いの意思表示又はこれに代わる裁判を必要とするような権利であり、具体的権利としての成熟度が低いものとされ、また、特措法によって売払いを求める権利自体が剝奪されるのではなく、権利の内容である売払いの対価が変更されるにとどまるものであったという事情も、上記判断枠組みの中で既得の権利への考慮がさほどなされていないことに関わっている。こうした見方は、既得の権利の保護に関する最高裁の判例法理全体の傾向とも合致するものである。

(2) 信頼保護原則と比例原則とのかわり

法改正が信頼保護原則に違反しているかどうかは、違憲審査の枠組みの中では比例原則によって判断される。信頼保護原則がドイツ連邦憲法裁判所の違憲審査において、実際にどのように用いられてきたのかを把握するために、税法の領域における判例の分析を行った。とりわけ、2022年12月14日連邦憲法裁判所第二法廷決定を取り上げ、検討した〔雑誌論文2. 学会発表1.〕。機関関係制度（ドイツ法人税法によれば、法的に独立した企業は課税所得に対する税金を基本的に独立して決定し支払う必要がある。このため、グループ全体としては赤字でもグループ企業のうち少なくとも1社が利益を上げていれば、依然として法人税が課される可能性があるが、法人税法上の機関関係制度を形成することで、これを回避し得る。）が形成される前の超過支出（商事貸借対照表上の利益が、税貸借対照表上の利益を超える場合の支出）について、それを課税対象とするか否かに関わる解釈の違いが、租税行政庁、学説、州財政裁判所、連邦財政裁判所の間で示されていた。こうした状況の中、連邦政府が、機関関係制度前の超過支出は課税対象となる利益配当であるとする法案を連邦議会に提出、この法案は、連邦議会及び連邦参議院で可決され、連邦法律公報で公布された。この法改正により、法人税額が増額となる会社が生じることが問題となる。

税法領域における信頼保護原則については、これまでも連邦憲法裁判所により判例が蓄積されてきていたところである。すなわち、審査の方向性を示すものとして真正遡及効と不真正遡及効とを区別した上で、後者の場合にその遡及が許されるかどうかが多様な税法上の状況を考慮に入れ比例原則によって判断するというものである。そして、この比例原則審査においては、法改正が、法の目的を促進するために適切かつ必要であるか、損なわれた信頼の重さと法変更を正当化する理由の重要性、緊急性を総合的に衡量して期待可能性の限界を超えていないかが審査される。損なわれた信頼の重さは、その信頼がどの程度保護に値し、保護を必要としているかによって決まる。本決定では専らこの点に焦点が当てられ、いつの時点でどのような信頼が保護に値するのか、学説や行政実務での取扱いなども考慮に入れて、ケースごとに詳細に検討されている。

(3) 信頼保護原則と基本権論

信頼保護原則は、連邦憲法裁判所における違憲審査において多数用いられ、重要な役割を果たしてきた概念であるが、同原則がいわゆる基本権ドグマティクにおいてどのように位置付けられるのかについて、また、同原則の根拠付け（法治国家原理か財産権、職業の自由等の個別の基本権か等）については、今日に至るまで議論が重ねられてきたドイツにおいても未だ明確にされていないと言わざるを得ない状況にある。個別の基本権の問題となり得ない場面においても、信頼保護原則違反が審査される場合もある（例えば、洋上風力発電に投資をしてきた事業者が関政策転換に伴う法改正により損失を被った場合：2020年6月30日連邦憲法裁判第一法廷決定）。信頼保護原則と基本権論との全体の関係を整理した論文を執筆、公表することを予定していたが、研究の遅れにより研究期間中に実施するに至らなかった。今後、研究成果をとりまとめる作業を継続し、論文として公表したい。

加えて、今後の展望を記しておく、比例原則審査の中で考慮に入れられるのは、信頼保護原則の他に、立法の合理性、効率性といった要素もある。こうした概念について今後、精査していくことを別途、計画しているところ、信頼保護についてもあわせて考察し、関係性を整理していきたいと考えている。

(4) 知的財産法制の変更

現有財産として保障される憲法上の財産権の中には、政策的な理由のみに基づいて創設された権利も含まれている。そして、それが、政策的な理由のみに基づいて創設された権利であるということは、それに憲法上の財産権としての保障が及ぶことを否定することにはならない。政策的な理由のみに基づいて権利を創設する場合、権利をどのように形成するかという局面では、立法者の判断に委ねられる、つまり、どの程度の保障内容を有する権利として創設しても良いが、他方で、一旦、権利が創設された後には、憲法上の財産権保障の観点から、その内容の縮減が許されるかどうか審査されることとなる。このように、事後の政策の変更によって政策的にのみ形成された権利の内容が縮減されたり、廃止されたりした場合に、憲法上の保護がどのように及ぶのかという点に関連して、知的財産法制の問題を取り上げ、論文を作成した（雑誌論文3.）。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 平良小百合	4. 巻 23(2)
2. 論文標題 財産権としての情報の保護 憲法上の財産権論からの試論	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 平良小百合	4. 巻 245
2. 論文標題 事後法による財産権の内容変更の合憲性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 憲法判例百選 〔第7版〕	6. 最初と最後の頁 200-201
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平良小百合	4. 巻 100(4)
2. 論文標題 機関関係制度前の超過支出	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 146-153
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 平良小百合
2. 発表標題 機関関係制度以前の超過供出に関する連邦憲法裁判所判決
3. 学会等名 ドイツ憲法判例研究会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------